

# 行政委員会制度の概要

## 1. 概要・理念

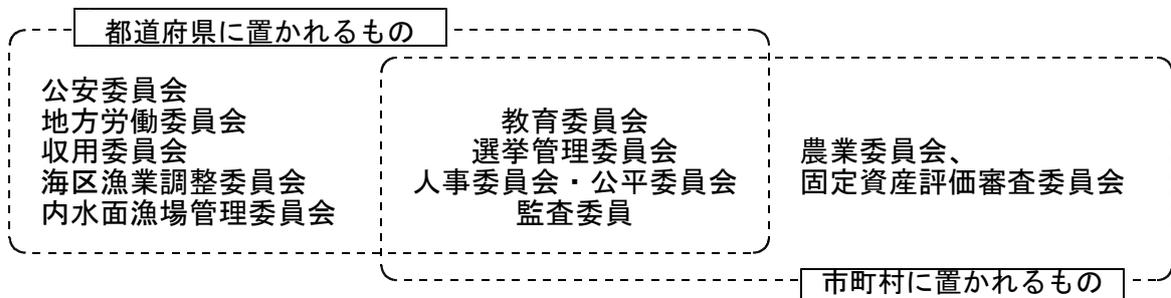
地方公共団体の執行機関としては、公選制による首長のほか、次のような趣旨から、長から独立した地位・権限を有する委員会等が設置されている。(執行機関多元主義)

- ① 1機関への権力の集中を排除し、行政運営の公正妥当を期する
- ② それぞれの機関の目的に応じ、行政の中立的な運営を確保する(※)
- ③ 住民の参加による機関により行政の民主化を確保する

※中立的運営の確保の例

- |                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| (1) 政治的中立性を確保    | : 教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会 |
| (2) 公平、公正な行政を確保  | : 人事委員会・公平委員会、監査委員    |
| (3) 利害関係の調整      | : 地方労働委員会、農業委員会       |
| (4) 審判手続等の慎重さを確保 | : 収用委員会、固定資産評価審査委員会   |

## 2. 行政委員会の種類



## 3. 行政委員会の主な特徴

- ① 数人の構成員からなる合議制の機関
- ② 委員の構成について一定の配慮が行われるとともに、委員の身分を保障
- ③ 権限行使について首長から独立性を有し、自らの判断と責任において事務を執行
- ④ 規則制定権を有するほか、審判、裁定等を行う権限を有するものもある

## 4. 地方公共団体の一体的な行政を確保する仕組み

地方公共団体の執行機関は、長の所轄の下に、明確な範囲の所掌事務と権限を有する機関によって系統的に構成し、相互の連絡を図り、一体として行政機能を発揮するようにしなければならないものとされている。(地方自治法第138条の3)

制度的には、以下のような仕組みにより保障している。

- ① 予算の調製・執行等、議会の議決案件の議案の提出については、委員会は原則として権限を有しない。(地方自治法第180条の6)
- ② 委員会事務局の組織、職員定数、職員の身分取扱いについて、首長が勧告権を有するとともに、委員会が事務局の局部課の新設等についての規則を制定・変更する場合には、あらかじめ首長に協議しなければならない。(地方自治法第180条の4)
- ③ 委員会の予算執行、公有財産の取扱いに関し、首長が調査権等を有する。(地方自治法第221条、第238条の2)
- ④ 首長と委員会は、それぞれの事務について、他の執行機関への委任、又は補助執行、職員の兼職等が可能。(地方自治法第180条の2、第180条の3、第180条の7)

※ 参考：国の行政委員会

国の行政は、議院内閣制の下、内閣がその責任において行うことを基本としており、行政委員会が設置されているのは

- ① 個人の人権に対する直接的関与という事務の性質から特別に政治的中立性の確保が強く必要とされるもの（国家公安委員会）
  - ② 所掌事務のうち準立法的又は準司法的権限を有するなど、特に慎重、公平な事務処理を必要とされるもの（人事院、公正取引委員会）
- のような行政分野である。

（参考法令）

国家行政組織法（昭和二十三年七月十日法律第二十号）

（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務）

第三条 国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。

- 2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。
- 3 省は、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれるものとし、委員会及び庁は、省に、その外局として置かれるものとする。
- 4 第二項の国の行政機関として置かれるものは、別表第一にこれを掲げる。

別表第一 （第三条関係）

省	委員会	庁
総務省	<u>公害等調整委員会</u>	消防庁
法務省	<u>公安審査委員会</u>	公安調査庁
外務省		
財務省		国税庁
文部科学省		文化庁
厚生労働省	<u>中央労働委員会</u>	
農林水産省		林野庁
		水産庁
経済産業省		資源エネルギー庁
		特許庁
		中小企業庁
国土交通省	<u>運輸安全委員会</u>	観光庁
		気象庁
		海上保安庁
環境省	<u>原子力規制委員会</u>	
防衛省		

## 地方公共団体に置かれる行政委員会の比較

設置する 地方公共 団体	機関等	目的等	委 員				
			定 数 等 (※)	要 件・任 命	構 成	任 期	備 考 (中立性等)
都 道 府 県 ・ 市 町 村	<b>教育委員会</b>	・学校その他の教育機関の管理 ・学校の組織編成、教育課程、教科書等、教職員の身分取扱い等に関する事務 ・社会教育その他の教育、学術、文化に関する事務	5人 (条例により、町村は3人以上、都道府県・指定都市は6人以上とすることができる) (ただし、教育長となる場合は常勤)	・首長の被選挙権を有し、 ・人格高潔、教育・学術・文化に関し識見を有する者のうちから ・議会同意を得て ・首長が任命	・年齢、性別、職業等に著しい偏りがないよう配慮、 ・保護者が含まれるよう努める	・4年 ・補欠の委員の任期は前任者の残任期間 ・再任可能	・委員の過半数が同一政党に属することはできない ・すべての委員が同時に身分を失わないよう措置
	<b>選挙管理委員会</b>	当該地方公共団体、国その他の公共団体の選挙に関する事務	4人	・選挙権を有し、 ・人格高潔、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから ・議会が選挙		・4年 ・補欠の委員の任期は前任者の残任期間	
	<b>人事委員会 公平委員会</b>	・人事行政に関する調査、研究、企画、立案、勧告等 ・職員の競争試験、選考 ・勤務条件に関する措置要求、不利益処分審査 ・その他	3人 (人事委員会の委員は、常勤とすることも可能)	・人格高潔、地方自治の本旨・民生的で能率的な事務処理に理解を有し、人事行政に関し識見を有する者のうちから ・議会同意を得て ・首長が選任		・4年 ・補欠の委員の任期は前任者の残任期間	・委員のうち2人が同一政党に属することはできない ・すべての委員が同時に身分を失わないよう措置
	<b>監査委員</b>	・地方公共団体の財務に関する事務の執行 ・地方公共団体の経営に係る事業の管理	都道府県・25万人以上の市：4人 他の市：2～3人 町村：1人 (識見を有する者から選任されるものに常勤を含む場合もある)	・人格高潔、財務管理・事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者、 ・及び議員から ・議会同意を得て ・首長が選任	議員から選任される者の数は、 ・定数4人の場合1～2人 ・それ以外は、1人	・議員から選任される者：議員の任期 ・それ以外：4年	
都 道 府 県	<b>公安委員会</b>	都道府県警察の管理	都道府、指定都市を包含する県(指定県)は5人 その他の県は3人	・議会の議員の被選挙権を有し、 ・任命前5年間に警察・検察の職業的公務員の前歴のない者のうちから ・議会同意を得て ・知事が任命	道・府・指定県については、2人は指定都市の議会同意を得て市長が推薦した者	・3年 ・補欠の委員の任期は前任者の残任期間 ・2回に限り再任可能	・委員の過半数が同一政党に属することはできない ・すべての委員が同時に身分を失わないよう措置
	<b>地方労働委員会</b>	・労働組合の資格に関する証明 ・不当労働行為に関する調査、審問、命令 ・労働争議についての斡旋、調停、仲裁 ・その他労働に関する事務の執行	東京都：39人 大阪府：33人 北海道、福岡県、神奈川県、愛知県、兵庫県：21人 その他：15人 (※条例で委員6人の増加、公益委員2人以内の常勤化が可能)	・使用者委員は使用者団体の推薦に基づき、 ・労働者委員は労働組合の推薦に基づき、 ・公益委員は使用者委員・労働者委員の同意を得て、 ・知事が任命	使用者委員、労働者委員、公益委員について、各同数	・2年 ・補欠の委員の任期は前任者の残任期間 ・再任可能	公益委員のうち一定数(6/13人～2/15人等)は、同一政党に属することはできない
	<b>収用委員会</b>	土地の収用に関する採決その他の事務	7人 (ほか、2人以上の予備委員を置かなければならない) (東京都、大阪府、兵庫県は1名の委員を常勤とすることができる)	・法律、経済、行政に關しすぐれた経験・知識を有し、 ・公表の福祉に関し公正な判断が可能なる者のうちから ・議会同意を得て ・知事が任命		・3年 ・委員の欠員により就任した予備委員の任期は前任者の残任期間 ・再任可能	
	<b>海区漁業調整委員会</b>	・漁業調整のため必要な指示その他の事務 ・海区の区域内の漁業に関する事項の処理	15人 (農林水産大臣が指定する海区については、10人)	(選任による委員) ・学識経験者、公益代表は、知事が選任  (選挙による委員) ・海区に沿う市町村の区域に住居等を有する者で、漁業等に従事するもの間での選挙	・選任による委員： 学識経験者4人 公益代表者2人  ・選挙による委員 9人 (指定海区の場合は、それぞれ3人、1人、6人)	・4年 ・補欠の委員の任期は前任者の残任期間	
	<b>内水面漁場管理委員会</b>	・漁業調整のため必要な指示その他の事務 ・内水面における漁業に関する事項の処理 ・その他	10人 (農林水産大臣は、特定の委員会について別段の定めをすることが可能)	・内水面で漁業を営む者の代表、 ・水産動植物の採捕する者の代表、 ・学識経験者 ・それぞれのうちから知事が選任	・内水面で漁業を営む者の代表 ・水産動植物の採捕する者の代表 ・学識経験者	・4年 ・補欠の委員の任期は前任者の残任期間	
市 町 村	<b>農業委員会</b>	・自作農の創設、維持 ・農地等の利用関係の調整 ・農地の交換分合 ・その他	農地面積等に応じた委員数の範囲内で条例で定める(選挙による委員・最大40人)ほか、選任による委員が複数名 (平成23年10月1日現在の全国平均21.0人)	(選任による委員) ・右記の者ごとに市町村長が選任  (選挙による委員) ・農業委員会の区域に住居等を有する者で、一定面積以上の農地で耕作するもの等の間での選挙	選任による委員については、 ・農業協同組合、農業共済組合が組合ごとに推薦した理事：1人ずつ ・及び学識経験者：5人以内	・選任による委員は、選挙による委員の任期満了の日まで ・選挙による委員は、3年	
	<b>固定資産評価審査委員会</b>	固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定その他の事務	3人以上	・市町村の住民、市町村税の納税義務がある者 ・又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、 ・議会同意を得て、 ・市町村長が選任		・3年 ・補欠の委員の任期は前任者の残任期間	

※委員の勤務は、特段の記述が内場合は、非常勤である。